

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 25 年(2013年) 6 月 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 2 5 年(2013 年) 3 月 3 0 日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和３４年３月町田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１６条の２第１号中「の属する月以後５年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第１８条の２及び第３４条において同じ。）」を加え、同条に次の１号を加える。

（３）特定継続世帯　６，７５０円

第１８条の２第１号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の１号を加える。

（３）特定継続世帯　２，２５０円

第３４条第１号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯　４，７２５円

第３４条第１号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯　１，５７５円

第３４条第２号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯　３，３７５円

第３４条第２号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯　１，１２５円

第34条第3号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 1,350円

第34条第3号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 450円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第 16 条の 2 第 13 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第 18 条の 2 及び第 34 条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第 3 号、第 18 条の 2 及び第 34 条において同じ。)以外の世帯 9,000 円 (2) 略 (3) 特定継続世帯 6,750 円	(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第 16 条の 2 第 13 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第 18 条の 2 及び第 34 条において同じ。)以外の世帯 9,000 円 (2) 略
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第 18 条の 2 第 13 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000 円 (2) 略 (3) 特定継続世帯 2,250 円 (保険税の減額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第 18 条の 2 第 13 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯以外の世帯 3,000 円 (2) 略 (保険税の減額)

改正後	改正前
第 34 条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 13 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円)の合算額とする。 (1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯</u>以外の世帯 6,300 円 (イ) 略 (ウ) <u>特定継続世帯</u> 4,725 円 ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯</u>以外の世帯 2,100 円 (イ) 略 (ウ) <u>特定継続世帯</u> 1,575 円 オ・カ 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被	第 34 条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 13 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円)の合算額とする。 (1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 6,300 円 (イ) 略 ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 2,100 円 (イ) 略 オ・カ 略 (2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被

改正後	改正前
保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯</u>以外の世帯 4,500円 (イ) 略 (ウ) <u>特定継続世帯</u> 3,375円 ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯</u>以外の世帯 1,500円 (イ) 略 (ウ) <u>特定継続世帯</u> 1,125円 オ・カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯</u>以外の世帯 1,800円 (イ) 略	保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 4,500円 (イ) 略 ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 1,500円 (イ) 略 オ・カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 1,800円 (イ) 略

町田市国民健康保険条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(ウ) <u>特定継続世帯 1,350 円</u> ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外</u> の世帯 600 円 (イ) 略 (ウ) <u>特定継続世帯 450 円</u> オ・カ 略	ウ 略 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 600 円 (イ) 略 オ・カ 略